

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収分割に関する事前備置書類)

2023 年 11 月 24 日

株式会社プレイド

2023年11月24日

会社法第782条第1項に定める事前備置書類  
(吸収分割に関する事前備置書類)

株式会社プレイド  
東京都中央区銀座六丁目10番1号  
GINZA SIX 10階  
代表取締役 倉橋 健太

株式会社プレイド（以下「当社」といいます。）と株式会社CODATUM（以下「CODATUM」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、CODATUMを吸収分割承継会社として、当社のデベロッパー向けのデータ分析プロダクトの提供に関する事業に関して有する権利義務を、2023年12月26日を効力発生日として、CODATUMに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2023年10月26日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に添付しています。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割の効力発生日において、CODATUMの発行済株式全部を所有していることから、CODATUMは当社に対し、本吸収分割に際して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付いたしません。

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2に添付しています。

4. 吸収分割承継会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見

## 込みに関する事項

### (1) 吸収分割会社について

当社の2023年9月30日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ5,479,888千円及び2,874,332千円であり、本吸収分割によって、当社がCODATUMに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも0円です。また、2023年9月30日から現在に至るまで、当社の資産の額及び負債の額並びに当社がCODATUMに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

### (2) 吸収分割承継会社について

CODATUMの成立の日（2023年10月2日）の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ10,000千円及び0円であり、本吸収分割によって、CODATUMが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、いずれも0円です。また、CODATUMの成立の日から現在に至るまで、CODATUMの資産の額及び負債の額並びにCODATUMが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後のCODATUMの資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後のCODATUMの収益及びキャッシュフローの状況について、CODATUMの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、CODATUMの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

# 別紙 1

## 吸収分割契約書



## 吸収分割契約書

株式会社プレイド（以下「甲」という。）と株式会社 CODATUM（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、2023年10月26日、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、本契約に定めるところに従い、本件分割により、甲のデベロッパー向けのデータ分析製品の提供に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条（分割当事者）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社）  
商号：株式会社プレイド  
住所：東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 10階
- (2) 乙（吸収分割承継会社）  
商号：株式会社 CODATUM  
住所：東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 10階

### 第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項により乙が承継する債務については、全て免責的債務引受けの方法による。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

### 第4条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、甲に対し、本件分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第5条（資本金及び準備金の額）

乙は、本件分割により乙の資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生じる日（以下「本件分割効力発生日」という。）は、2023年12月26日とする。但し、本件分割の事務上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により本件分割効力発生日を変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件分割効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（株主総会）

本件分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割及び同法第796条第2項に定める簡易分割の規定により、甲及び乙においてそれぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第10条（変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年10月26日

(甲) 東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 10階  
株式会社プレイド  
代表取締役 倉橋 健太



(乙) 東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 10階  
株式会社 CODATUM  
代表取締役 柴山 直樹



別紙

## 承継対象権利義務明細表

乙が、本件分割により甲から承継する権利義務は以下のとおりとする。

1. 承継する資産

本件分割効力発生日において本件事業のためにのみ用いられる一切のプログラム（そのソースコードを含む。）及びこれらに係る一切の権利

2. その他

本件分割効力発生日において本件事業のためにのみ用いられる商標権（出願中のものを含む。）及びこれらに係る一切の権利

以上

## 別紙 2

# CODATUM の成立の日における 貸借対照表の内容

## 設立時貸借対照表

(2023年10月2日現在)

株式会社CODATUM

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【10,000,000】	【株主資本】	【10,000,000】
現金及び預金	10,000,000	資本金	5,000,000
		資本準備金	5,000,000
資産の部合計	10,000,000	純資産の部合計	10,000,000